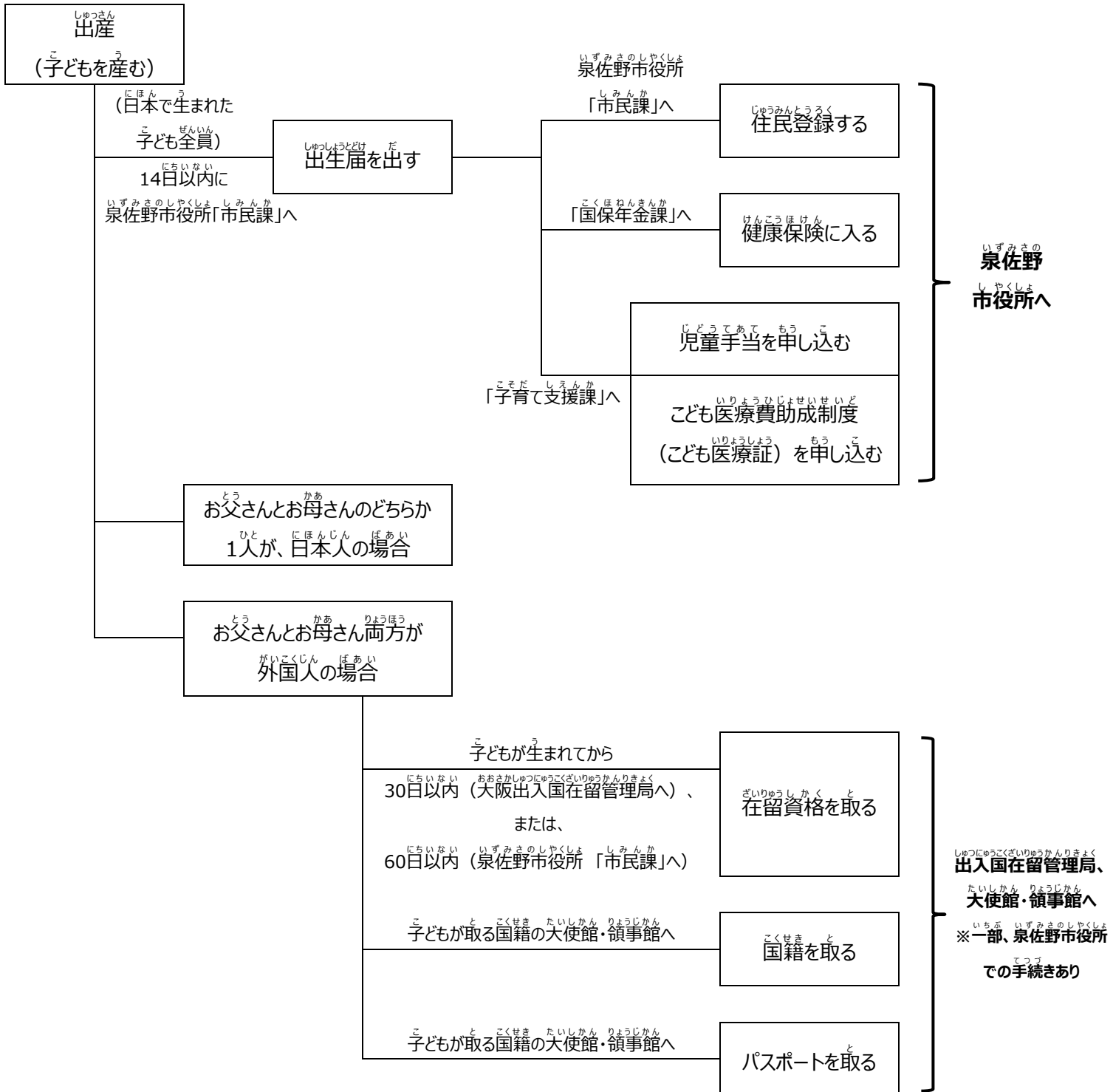


### 3. 妊娠・出産・育児

## (2) 出産



#### ① いずみきのしやくしよ てつづ 泉佐野市役所での手続き

##### A しゅつしやうとどけ だ 出生届を出します

こどもが日本にほんで生まれたら、**出生届**を出します。外国人がいこくじんも、出します。

生まれた日ひを含めて、14日以内にちいないに、泉佐野市役所いずみきのしやくしよの市民課しみんかに、出生届を出してください。

<も 持っていくもの>

- 出生届 (※出産した病院でもらいます)
- 出生届を出す人の印鑑 (はんこ)
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証 (国民健康保険に入っている人だけ)

お父さんとお母さん両方が外国人の場合は、出生届を出したときに、「出生届受理証明書 (泉佐野市が、赤ちゃんの出生届を受け取ったことが書いてあります) 」をもらってください。

子どもの在留資格や国籍を取るときに、必要です。

##### B じゅうみんどうろく 住民登録をします

出生届を出すと、その子どもは、お父さんやお母さんの子どもとして、住民票に登録されます。

お父さんとお母さん両方が外国人の場合、子どもは、生まれた日から60日間は、在留資格がなくても、日本に住むことができます。

子どもが、60日を超えて日本に住む場合は、生まれた日から30日以内、または60日以内に、在留資格を取ります。

### 3. 妊娠・出産・育児

詳しいことは、この項目の「②出入国在留管理局、大使館・領事館での手続き A 子どもの在留資格を取ります」を見てください。

★手続き・問い合わせ

市民課

電話番号 072-463-1212 (内線2111～2118)

#### C 国民健康保険に入ります

お父さんやお母さんが、国民健康保険に入っている場合、子どもも、国民健康保険に入ります。

お父さん、またはお母さんが会社の「健康保険」に入っている場合は、会社に聞いてください。

★手続き・問い合わせ

国保年金課

電話番号 072-463-1212 (内線2121～2129・2197～2199)

#### D 児童手当を申し込みます

「児童手当」は、0歳から中学校3年生まで（15歳の3月31日まで）の子どもを育てている人がもらえるお金です。

外国人でも、泉佐野市に住んでいて、住民票がある人は、もらうことができます。

子どもが生まれた次の日から15日以内に、泉佐野市役所の子育て支援課に行ってください。

申し込んだ月の次の月から、お金がもらえます。

毎年6月に、更新の手続きがあります。

### 3. 妊娠・出産・育児

| 児童手当  | 月額      |
|---|---------|
| 0歳～2歳   | 15,000円 |
| 3歳～小学校6年生まで（12歳の3月31日まで）の1番目・2番目の子ども  | 10,000円 |
| 3歳～小学校6年生まで（12歳の3月31日まで）の3番目以降の子ども<br>※「3番目以降」とは、18歳の3月31日までの間のいる子どもの中で数えた場合の3番目以降の子ども<br>【例】19歳、17歳、9歳の子どもがいる場合<br>→ 児童手当のきまりでは、19歳の子どもは順番に数えませんが、9歳の子どもは、戸籍上3番目の子どもですが、児童手当のきまりでは、2番目の子どもになります。そのため、この9歳の子どもの毎月の児童手当は、10,000円になります。 | 15,000円 |
| 中学校1年生～3年生（15歳の3月31日まで）   | 10,000円 |

| 特例給付（所得の制限を超える場合）      | 月額     |
|------------------------|--------|
| 0歳～中学校3年生（15歳の3月31日まで） | 5,000円 |

#### E 子ども医療費助成制度（子ども医療証）を申し込みます

泉佐野市が、0歳から中学校3年生まで（15歳の3月31日まで）の子どもの医療費の一部を助けてくれます。

対象：泉佐野市に住んでいて、健康保険に入っている人

※もらえる人の条件があります

### 3. 妊娠・出産・育児

★<sup>てつづ</sup>手続き・<sup>あ</sup>問い合わせ

<sup>こもだ</sup>子育て<sup>しえんか</sup>支援課

<sup>でんわばんごう</sup>電話番号 072-463-1212 (<sup>ないせん</sup>内線2381～83、2385～87)

## ② 出入国在留管理局、大使館・領事館での手続き

### A 子どもの在留資格を取ります

子どもが、生まれた日から60日を超えて、日本に住む場合は、子どもにも在留資格が必要です。

出生届を出した後、生まれた日から61日を過ぎても、子どもの在留資格を取っていない場合、子どもの住民登録は取り消しになります。

取り消しになると、健康保険や児童手当などのサービスを受けることができません。

必ず決められた日までに、子どもの在留資格を取ってください。

お父さんとお母さん両方、またはどちらか1人が、特別永住者の場合は、生まれた日から60日以内に、泉佐野市役所の市民課で、手続きをしてください。

お父さんとお母さん両方が、中長期在留者の場合は、生まれた日から30日以内に、大阪出入国在留管理局で、手続きをしてください。

在留について分からないときは、聞いてください。

「外国人在留総合インフォメーションセンター」

電話番号 0570-013904 (03-5796-7112)

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

### B (お父さんとお母さん両方が外国人の場合) 子どもの国籍を取ります

子どもが取る国籍の大使館・領事館で、手続きをしてください。

詳しいことは、大使館・領事館に聞いてください。

#### C 子どものパスポートを取ります

子どものパスポートがほしい人は、子どもが取る国籍の大使館・領事館で、手続きをしてください。

詳しいことは、大使館・領事館に聞いてください。

#### ③ 出産に関する手当・助成

##### A 助産施設（出産のお金がない人のための病院）

泉佐野市が、出産のお金の一部を助けてくれます。

助産施設を利用したい人は、妊娠24週目をすぎた後、なるべく早く、子育て支援課に相談してください。

子どもを産んだ後に、申し込むことはできません。

##### 資格

市民税非課税の世帯

＜申し込むときに必要なもの＞

- 母子健康手帳
- 妊婦（妊娠している女性）の健康保険証
- 印鑑（はんこ）
- 妊婦のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）

※ 他の市から泉佐野市に引っ越してきた人は、状況によっては、所得証明書（非課税証明書）も必要です。

##### ★手続き・問い合わせ

子育て支援課

電話番号 072-463-1212（内線2381～83、2385～87）



### 3. 妊娠・出産・育児

#### B 出産育児一時金（子どもを産むときにもらうお金）

国民健康保険や健康保険に入っている人は、出産するときに、「出産育児一時金」をもらうことができます。

金額は、子ども一人42万円です。

このお金は、あなたではなく、病院が受け取ります。

#### <会社で働いていて、健康保険と雇用保険に入っている場合だけ>

出産のために会社を休む間、給料をもらうことができない人は、下のCとDのお金をもらうことができます。

条件がたくさんあります。会社に聞いてください。

#### C 出産手当金

健康保険に入っている人は、出産日の42日前から56日後までの間、「出産手当金」をもらうことができます。

もらうことができるお金は、給料の2/3くらいです。

詳しいことは、会社に聞いてください。

#### D 育児休業給付金

雇用保険に入っている人は、出産のために会社を休んでいる間、「育児休業給付金」をもらうことができます。

お金をもらえる期間は、条件によって変わります。

もらうことができるお金は、給料の半分くらいです。

詳しいことは、会社に聞いてください。